

## 火薬類取扱従事者テキスト「火薬類取締に関する法令」編の構成（目次）新旧対比

2018 版テキスト（「旧」と表記）	2019 版テキスト案（「新」と表記）	変更理由
I 火薬類取締に関する法令 火薬類取締法の目的	<b>第 1 章 総 論</b> <b>1.1 火薬類取締の法令</b> 1.2 法律の目的	「火薬類取締法令」の体系（法律、政令、省令・府令、告示等）と法律の目的を第 1 章で記述する。
第 1 章 貯蔵の技術基準 1.1 貯蔵 1.2 貯蔵の技術上の基準 1.3 貯蔵上の取扱い	<b>第 2 章 貯 蔵</b> <b>2.1 火薬庫の種類</b> 2.2 火薬庫においてする貯蔵の技術上の基準 <b>2.2.1 貯蔵の区分</b> <b>2.2.2 最大貯蔵量</b> 2.2.3 貯蔵上の取扱い 2.3 危険時の措置	「貯蔵の区分」および「最大貯蔵量」についても説明する。 「危険時の措置」は「火薬庫」に限られた規定であるので、旧第 2 章を新第 2 章に統合する。
第 2 章 危険時の措置 2.1 火薬庫 2.2 火薬類		
第 3 章 消費の技術基準 3.1 火薬類の取扱い 3.2 火薬類取扱所 3.3 火工所 3.4 発 破 3.5 導火線発破 3.6 導火管発破 3.7 電気発破 3.8 不 発 3.9 発破終了後の措置	<b>第 3 章 消 費</b> 3.1 消費の技術上の基準 3.2 火薬類の取扱い 3.3 火薬類取扱所 3.4 火工所 3.5 発 破 3.5.1 導火線発破 3.5.2 導火管発破 3.5.3 電気発破 3.5.4 不 発 3.5.5 発破終了後の措置	
第 4 章 帳簿の記載 4.1 火薬類取扱所帳簿・火工所帳簿 4.2 発破記録 4.3 火薬庫帳簿	<b>第 4 章 帳 簿</b> 4.1 帳 簿 4.2 火薬庫の帳簿 4.3 火薬類取扱所の帳簿 4.4 火工所の帳簿 4.5 発破場所（発破記録）	
第 5 章 盗難予防	<b>第 5 章 保安教育</b> <b>5.1 保安教育</b> <b>5.2 保安教育計画の内容（消費者）</b>	「盗難予防」は関係する箇所で記述し、独立した章とはしない。 「保安教育」を受ける立場として、その内容等を新たに第 5 章として記述する。
第 6 章 その他の法令 6.1 取扱者の制限 6.2 喫煙等の制限	<b>第 6 章 その他</b> 6.1 取扱者の制限 6.2 喫煙等の制限 <b>6.3 労働安全衛生法</b>	「発破技士」は労働安全衛生法に規定された資格であるので、「労働安全衛生法」のうち発破に関連する箇所を説明する。